

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

玉城町農産物の6次産業化推進及び地域商社設立再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

三重県玉城町

3 地域再生計画の区域

三重県玉城町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

【現状】

玉城町は三重県伊勢度会地域に位置し、豊かな自然環境のもと、農業を基幹産業としたまちである。当町では多彩な農産物が生産されており、「かおり野・章姫（イチゴ）」、「次郎柿（柿）」、「玉城産ブドウ（ブドウ）」、「玉城産豚（豚肉）」等と言った全国に誇れる特産品の生産やブランド化を進めている。

【課題：担い手の減少／販路開拓能力の低さ】

当町では農業者の高齢化とともに農家数の減少及び農家の後継者不足が進んでおり、多様な担い手の確保が急務となっている。このままでは農産物の生産量減少や遊休農地の増加が進み、当町が誇る魅力ある農産物の継承が危ぶまれてる。農業センサスによると、当町の総農家数は平成17年に826戸であったが、平成27年には637戸と減少している。

また、当町においては、魅力ある食材を有していながらも、兼業農家や小規模農家が多く（総農家数のうち約62%が兼業農家）、マーケティングや販路開拓等の営業活動に十分な経営資源を割くことが困難な状況であり、市場への訴求力が不足、十分な収益（稼げる農業）につなげていないという課

題がある。

このため、市場開拓の司令塔として市場やニーズの動向を的確に把握しながら販路開拓をしていく地域商社の構築が求められており、行政が事業の初期段階において民間事業者や農家が負えないリスクを受け持ち、より積極的な農業ビジネスを促すことが必要である。

【課題：就労機会の創出】

人口動向の状況としては、町内における就労機会の少なさを理由に、当町出身者の就職時期における転出を要因のひとつとした人口減少が進んでおり、それら当町出身者の就職期において地元での就労を想起させるしかけづくりが求められている。一方で、当町においても年々高齢者数が増加しており、それら高齢者の生きがいつくりや活躍できる場づくりが求められている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

当町の総合戦略においては、「家族がずっと暮らしたくなるまち」の実現を目指し、「地域製品の付加価値の向上と多様な就業機会の拡大を進めます」を基本目標のひとつとして掲げ、基幹産業である農業を起点としたまちづくりを進めている。

そこで、本事業においては、当町の魅力ある農産物（イチゴ、柿、ブドウ等）を活用した6次産業化や地域商社機能を確立することで、農産物の生産量・出荷額の最良の方法（売上の方程式：収量×単価=売上）を検討し儲かる農業で農家の所得向上、農業従事者の確保等を推進し、当町の基幹産業である農業の振興・活性化を目指す。また、農業の業務切り出しを行い、パートタイム（働きたいシニア世代や時間に限りにある子育てママ）の活用で農家の働き方改革を行う。

また、農業体験や就労・移住促進事業の展開、農福連携による高齢者の多様な就業・活動機会の創出、農業教育・学習による住民の郷土愛の醸成、特産品を活かした地域プロモーションの展開等、町が一体となって農業を起点としたまちの魅力創造・発信を行う。

これらにより、新規就農者をはじめとして、地域での就労機会の創出・雇

用増加につながり、さらに経済が活性化する好循環を生み出すことを目指すものである。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2020年度増加分 1年目	2021年度増加分 2年目
地域商社の売上額（年間）（千円）	0	0	1,000
地域商社の活動を通じた新商品開発数 （品目）	0	0	1
地域商社の活動を通じた新規就農者数 （人）	0	0	2

2022年度増加分 3年目	K P I 増加分 の累計
5,000	6,000
1	2
5	7

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

玉城町農産物の6次産業化推進及び地域商社設立事業

③ 事業の内容

構造的な課題解決を図るために、市場開拓の司令塔の役割を果たす地域商社の機能を確立し、地域の農産物に対するマーケティングを継続的に

実施し、町が一体となって玉城町農産物の6次産業化・ブランド化・情報発信・販路開拓を行う。

①特産品の6次産業化の推進に向けた調査・分析

特産品の国内外市場を取り巻く環境分析、販路拡大に向けた課題・ニーズ調査、顧客分析等のマーケティング調査を実施し、ブランド化や販売促進、フードロスの改善に向けた方策の検討を行う。なお、それら調査や方策の検討においては、加工品開発や販売促進に係る拠点機能についても調査・分析を行う。（セミドライフルーツ・冷凍化等）

②特産品を用いた加工品開発の実証実施

「①特産品の6次産業化の推進に向けた調査・分析」の実施結果等を踏まえ、新たな加工品開発に係る商品企画・アイデアの創出を行う。

③PR施策検討及び実施

「①特産品の6次産業化の推進に向けた調査・分析」の実施結果を踏まえ、国内外企業との商談会・展示会の実施等のPR・販促活動の試行実施を行う。実施にあたっては、消費需要が高い国内地域や諸外国において開催される商談会・展示会を調査し、施行実施を行う。

④農業従事者の確保・育成、移住支援策との連携方策の検討

農業従事者の確保・育成につながる優良事例調査や三重県や当町の既存支援事業を整理し、効果的な人材確保・育成支援策の検討を行う。また、それら農業希望者に対する支援と移住施策の連携方策について検討する。

⑤地域商社の設立

地域経済の循環を創出する司令塔として、地域商社を設立する。地域商社は町内の農業従事者と連携し、伴走型の販路開拓、ブランド確立、市場ニーズの把握、新商品の開発等、マーケティングを総合的に行い、生産から販売までの一貫した支援体制を確立し、生産者の所得向上を支援する。地域商社の設立に向けては、担い手発掘に向けたサウンディング調査の実施や本事業における地域商社の必要機能、組織形態、資金メカニズム、事業ロードマップ等を整理し、本格導入や運用に向けた効果検証と実現可能性調査を実施する。それら調査結果を踏まえ、地域商社の

設立に向けた事業計画の策定や経営人材の確保につなげる。また、農業の業務切り出しを行い、パートタイム（働きたいシニア世代や時間に限りがある子育てママ）の活用で農家の働き方改革を行う。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本事業の1年目で設立する地域商社が、農産品及び加工品等の売り込みを核となる事業として行うことで収益を確保し、自立して事業を展開する。設立当初は行政の支援を受けるが、5年後には行政の支援がなくても自立できるだけの売上確保を目指す。

地域商社が中心となり、新たなブランド品の創出や、食、自然、文化などの地域資源を活用した取り組みを行うことで、地域のブランド力が高まり、自立できる事業モデルを構築する。

また、本事業の2年目からは、企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、本事業に賛同する民間企業（食関連、小売り関連等）からの寄付を募り、財源として充てることを検討している。

【官民協働】

「民」は地域商社の運営を含め、収入を得るための活動は民間事業者が中心となって行うとともに、企業版ふるさと納税への積極的な参画により、民間資金の寄付・融資を行う。

「官」は、地域商社が活動を行っていくうえでの側面支援として、特に地域商社の設立当初におけるビジネス環境の整備（主にソフト面）を担当する。

【地域間連携】

県や県内市町と連携し、各々が持つ地域資源を生かして、三重の農産物、特産物の魅力や価値を高める取り組みを行うほか、共同で新規就農者のためのイベントに参加することで、都市部から三重で就農する人材を確保する。また、本業務で得た調査結果やノウハウを複数市町で構成される各作物の部会へ提供することで、広域連携も行う。

【政策間連携】

農産品や加工品の生産・販売にとどまらず、農業を起点として、地域の高齢者等の新たな雇用機会を創出したり、収穫体験や農業教育を実施し、地域の特産品について触れ、学べる機会を創出する。さらに、収穫体験・移住促進ツアーや特産品のPRを通じて、地域の魅力発信と認知度向上を図るとともに、移住・定住促進につなげる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を総務政策課が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

玉城町地方創生会議を構成する有識者の関与を得ながら検証結果をまとめる。

【検証結果の公表の方法】

検証結果は毎年度、ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 60,000千円

⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2023年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。